

北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託
仕様書

令和4年11月

北杜市上下水道局

1 業務の目的

本業務では、北杜市上下水道事業のさらなる経営健全化に向け、北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂を目的とする。北杜市水道事業の将来像及び北杜市上下水道事業の経営状況・財務状況を明確にし、経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化及び適切な本市上下水道事業における財源確保を図るものとする。

2 業務の概要

本業務は、新たな上下水道経営基本計画及び水道ビジョンの策定にあたり、民間事業者の知識や専門性の技術力により、計画の策定支援や内容の向上を目的とする。

なお、北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務は、「水道事業ビジョン」作成の手引き(厚生労働省、平成26年3月)や「経営戦略策定・改定マニュアル」(総務省、令和4年1月)等の国の方針及び山梨県等の計画を踏まえたものとする。

(1) 業務名

北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

(3) 業務の範囲

北杜市全域及び北杜市上下水道局の定めた区域とする。

①北杜市水道事業

②北杜市下水道事業

- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 農業集落排水事業
- ・ 特定地域生活排水処理事業

(4) 北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン計画期間

令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)までの10年間

3 業務の内容

(1) 北杜市上下水道事業審議会運営支援業務

(ア) 識見を有する者や上下水道の利用者等で構成する審議会の運営方法の検討、会議資料等の作成(令和4年度～令和5年度にかけて7回程度の開催を予定。ただし、開催回数は増減することがある。)

(イ) 審議会の議事録作成

(ウ) 審議会の円滑な進行のために必要な助言、補助

(エ) 審議会での論点に係る調査及び資料の作成

北杜市上下水道事業審議会スケジュール(予定)

内容	時期
第1回審議会	令和5年3月
第2回～第6回審議会	令和5年4月～12月
パブリックコメントの実施	令和5年12月頃
第7回審議会	令和6年2月
経営基本計画及び水道ビジョン策定	令和6年3月

※上記スケジュールは、変更となる場合がある。

(2) 現水道ビジョンに対する現状評価・課題の把握（水道ビジョン）

(ア) 現水道ビジョンの取組状況・分析、課題整理をする。

(イ) 目標や経営状況等の予測と実績の差を分析し、経営課題を洗い出す。

(3) 水道の将来像と目標設定（水道ビジョン）

現状に対する課題・将来見通しの検証結果を踏まえつつ、将来像（理想像）及び実現施策を設定する。

(4) 推進する実現施策（水道ビジョン）

現状と課題、将来見通しの分析及び先進事例等を踏まえて、水需要の計画、災害対策、施設等の整備方針、財政計画、新たな技術の導入など今後10年間の計画期間に取り組むことが適切であると判断される施策やサービスを検討する。

(5) 検討の進め方とフォローアップ（水道ビジョン）

水道ビジョンに掲げる実現施策等を着実に推進する進捗管理の方法及びフォローアップ体制（進捗状況の評価、フィードバックの方法、時期）を検討する。

(6) 上下水道事業の現状の概要整理（経営戦略）

(ア) 事業概要、需要や災害対策、施設の老朽化と更新需要の増大、持続的な事業運営などの把握・分析、課題整理を行う。

(イ) 決算状況や公営企業における各種の経営指標等を活用して、経年比較又は本市類似団体比較等を実施する。

(7) 経営の基本方針の検討（経営戦略）

上位計画である、「北杜市総合計画」、「北杜市公共施設総合管理計画」などの資料を収集し、上下水道事業に関連する施策、方針等に関して抽出、整理するものとする。

また、上下水道の将来像について、施設整備、維持管理、上下水道財政、上下水道経営の視点で目標を設定する。基本方針および目標設定は受注者が案を提示し、市が決定する。

(8) 投資・財政計画（経営戦略）

将来的な水需要や施設・設備・管路に関する投資の見通しを試算した計画（投資計画）と財源の見通しを試算した計画（財政計画）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した長期（50年程度）の収支計画を作成する。

また、収支計画に基づき計画期間内に行うべき投資の優先順位付けや平準化・長寿命化等の検討および収支均衡の見通しなどを分析する。

(9) 本編・概要版資料の作成

「北杜市上下水道経営基本計画」「北杜市水道事業地域水道ビジョン」として各1冊の報告書(本編・概要版)にとりまとめること。また、市民等に公開することを前提とし、住民に理解しやすい文章で、図解・写真・イラストを用いてわかりやすく、デザイン性を意識した資料を作成する。

(10) 議会対応支援業務

事業の根拠や経年的な事業推移等について議会時の資料作成支援。

(11) その他の支援業務

前各号に掲げるもののほか、必要に応じてその都度委託者と協議すること。

4 資料の収集

必要となる資料の収集は、原則として受託者が行うものとするが、委託者が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき委託者が貸与する。なお、準拠すべき資料は水道法、下水道法及び関係法令等、国・県(厚生労働省、国土交通省、総務省、山梨県等)、公益社団法人日本水道協会及び公益社団法人日本下水道協会等の指針・手引き・ガイドライン等の引用元が明確であるものに限る。

5 貸与可能な資料・データ等

- (1) 北杜市水道事業地域水道ビジョン（平成22年12月策定）
- (2) 北杜市上下水道事業経営基本計画（平成31年3月策定）
- (3) 北杜市水道事業・下水道事業決算書
- (4) 水質検査計画
- (5) 給水人口、処理区域内人口、配水量、汚水量実績

- (6) 既存の起債台帳及び償還予定表
- (7) 既存の資産台帳及び減価償却予定表
- (8) 水道アセットマネジメント（平成30年12月策定）
- (9) 下水道ストックマネジメント（令和元年6月策定）
- (10) 第3次北杜市総合計画
- (11) その他必要な資料

6 成果品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。
- (3) 業務完了後において、成果品の不的確箇所等が発見された場合、受託者はすみやかに訂正、補足、その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 本業務に文献、その他資料を引用した場合は、その出典を明記しなければならない。
- (5) 本業務における成果品の提出は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、受託者は、作成にあたり編集方法など詳細についてあらかじめ委託者と協議すること。
 - (ア) 北杜市水道事業地域水道ビジョン 本編・概要版（簡易製本）各 25 部
 - (イ) 北杜市上下水道事業経営基本計画 本編・概要版（簡易製本）各 25 部
 - (ウ) 会議録 各 1 部
 - (エ) 委託者との打合せ内容確認書 各 1 部
 - (オ) その他関係図書 1 部
 - (カ) 成果品提出一覧表 1 部
 - (キ) 電子納品 1 式

前各号に掲げるものをPDF および作成された形式（Microsoft-Word 形式、Microsoft-Excel 形式、Microsoft-PowerPoint 形式等）のまま記録媒体に納めて提出すること。

本編・概要版等で作成したイラストや表・グラフのMicrosoft-Excel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、委託者が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。

- (6) 本業務に係るデータ等の成果品の帰属は、本業務のデータ等の引き渡しをもって、受託者から委託者に移転するものとする。ただし、プログラム等に関するものは除くものとする。

7 納期（予定）

- (1) 北杜市水道事業地域水道ビジョン（本編、概要版） 令和6年3月

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (2) 北杜市上下水道事業経営基本計画（本編、概要版） | 令和6年3月 |
| (3) 会議録 | その都度速やかに |
| (4) 委託者との打合せ内容確認書 | 打合せ後3営業日以内 |
| (5) その他関係図書 | その都度速やかに |
| (6) 成果品提出一覧表 | 業務完了後速やかに |
| (7) 電子納品 | 業務完了後速やかに |

前各号に掲げるものを業務完了後、一式を記録媒体に納めて提出すること。ただし(3)から(5)に掲げるものは、前記の記録媒体とは別にその都度電子データを速やかに提出すること。

8 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

なお、本業務は、債務負担行為に基づき、令和4年度と令和5年度の2会計年度にわたる業務であり、令和4年度中に完了した部分について部分検査を行い、検査に合格をしたものは部分払を認める。

令和4年度の完了業務として、「3 業務の内容」の内、次の業務とする

- (2) 現水道ビジョンに対する現状評価・課題の把握（水道ビジョン）
- (6) 上下水道事業の現状の概要整理（経営戦略）

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者との間で協議のうえ処理するものとする。